

北空知の債務者11人

2,000万円の返還求め提訴

不当な利息払わされた!



発行所
北空知新聞社
〒074-0001
深川市1条11番16号
☎(0164)23-5509
FAX(0164)23-5529
購読の申し込み
ご意見・ご要望は
TEL 23-5509
FAX 23-5529
eメールアドレス
kitasorachi@
galaxy.ocn.ne.jp

計八社を相手に過払い利息分など約二千万円の返還を求め深川簡裁などに一斉提訴した。「利息制限法」(上限金利年二〇%)と「出資法」(同二九・二%)のはさまにある「いわゆるグレーゾーン金利」に光を当てた不当利得返還訴訟で、全国的な潮流として各地で法廷闘争が繰り広げられている。

過払い500万円の男性も

グレーゾーン金利に光 消費者金融8社相手に

訴状などによると、消費者金融など八社は、利が、五百万円ほどに上る二九・二%の利息は、民事上無効となっており、北空知に住む六十代男性が、本人の任意性の担保と適正な書面の交付がないとして、年二九・二%を超える「みなし弁済」を条件に貸付金業規制法が例外的に認めている

る。消費者金融などは、こうした「みなし弁済」を担保に年二〇・二九・二%の利息を債務者に支払わさせているのが実態だ。原告十一人は、無人契約機をはじめとした契約方法など「みなし弁済」がきちんとされていないとして、民事上の不当利得にあたることを主張している。「みなし弁済」の扱いについては、「その適用要件の解釈を厳格にすべき」とする最高裁判例(平成十六年二月二十日)があるほか、今年十三日に、最高裁第二小法廷が、債務者の任意性に主眼を置き、利息制限法の上限を上回る利息で貸し付けるとそのものを実質否定的とする画期的な司法判断を示している。借り手保護を鮮明に打ち出した判決で、消費者金融などは業務の抜本的な見直しを迫られるのは必至だ。代理人の木村幸一司法書士は、利息を定めた「利息制限法」と「出資法」のダブルスタンダードが存在すること自体おかしい。たとえ、「みなし弁済」が適正にされても、利息制限法からみて、不当利得にあたることを考えられる」と話す。木村司法書士によると、全国で昨年十二月現在、原告千三百人が消費者金融など計百社を相手取り、利息などを含めた総額二十四億円の過払い金の返還を求める訴訟を起している。「問」